

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	千葉市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉市長

## 公表日

令和7年3月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>本市では、「国民年金法」(以下「国年法」という。)及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」並びに「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」)に基づき、特定個人情報を以下の法定受託事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格に関する事務 資格取得及び喪失、種別変更、氏名及び住所変更などに関する届出、基礎年金番号通知書再交付申請などの受理</li> <li>付加保険料に関する事務 付加保険料の納付申出、納付しないことの申出の受理</li> <li>法定免除に関する事務 法定免除の該当、消滅届出の受理</li> <li>保険料免除・納付猶予の申請免除などに関する事務 国民年金保険料免除、納付猶予、学生納付特例の申請の受理</li> <li>各種基礎年金及び死亡一時金などに関する事務 第1号被保険者のみの期間を有する者の各種基礎年金の裁定請求書、寡婦年金、死亡一時金に関する届出の受理</li> <li>日本年金機構への報告事務 受理した各種届などを日本年金機構へ送付する</li> <li>被保険者及び受給者情報に関する事務 日本年金機構から送付される情報に基づき、被保険者及び受給者情報を確認・処理する</li> <li>年金生活者支援給付金に関する事務 年金生活者支援給付金に関する届出の受理</li> <li>特別障害給付金に関する事務 特別障害給付金に関する届出の受理</li> </ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>国民年金システム</li> <li>業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)</li> <li>年金相談用可搬型窓口装置</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表46項、116項、128項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施しない ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 医療衛生部 健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒260-0026 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所9階 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 健康保険課 043-245-5143
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[    ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>国民年金事務では人為的なミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口において届出内容や個人番号カード、通知カードと運転免許証・旅券などの身分証明書により、本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。</li> <li>・特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> ]      <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月22日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢福祉課長 鳩川 進一	高齢福祉課長 南 久志	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
平成30年8月2日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課 高齢福祉課長 南 久志	保健福祉局 健康部 健康保険課 健康保険課長 貞石 渡	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
平成30年8月2日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課 043-245-5171	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 保健福祉局 健康部 健康保険課 043-245-5143	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
平成30年8月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
平成30年8月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
平成31年4月4日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康保険課 貞石 渡	健康保険課長	事後	①様式変更に伴う記載の変更であり、重要な変更にあたらない。
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	①様式変更に伴う記載の変更であり、重要な変更にあたらない。
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	①様式変更に伴う記載の変更であり、重要な変更にあたらない。
平成31年4月4日	IV. リスク対策		新規	事後	①様式変更に伴う記載の変更であり、重要な変更にあたらない。
令和2年12月18日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局 健康部 健康保険課	保健福祉局 医療衛生部 健康保険課	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和2年12月18日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 保健福祉局 健康部 健康保険課 043-245-5143	〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター地下1階 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 健康保険課 043-245-5143	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月4日時点	令和2年3月1日時点	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和2年12月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月4日時点	令和2年3月1日時点	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和5年3月31日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(記載なし)	3. 年金相談用可搬型窓口装置	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年3月31日	I. 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717	〒260-0026 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和5年3月31日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター地下1階 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 健康保険課 043-245-5143	〒260-0026 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所9階 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 健康保険課 043-245-5143	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和7年3月24日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本市では、「国民年金法」(以下「国年法」という。)及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」並びに「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」)に基づき、特定個人情報を以下の法定受託事務で取り扱う。  1. 第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格に関する事務 資格取得及び喪失、種別変更、氏名及び住所変更などに関する届出、手帳再交付申請などの受理  2. 付加保険料に関する事務 付加保険料の納付申出、納付しないことの申出の受理  3. 法定免除に関する事務 法定免除の該当、消滅届出の受理  4. 保険料免除・納付猶予の申請免除などに関する事務 国民年金保険料免除、納付猶予、学生納付特例の申請の受理	本市では、「国民年金法」(以下「国年法」という。)及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」並びに「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」)に基づき、特定個人情報を以下の法定受託事務で取り扱う。  1. 第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格に関する事務 資格取得及び喪失、種別変更、氏名及び住所変更などに関する届出、基礎年金番号通知書再交付申請などの受理  2. 付加保険料に関する事務 付加保険料の納付申出、納付しないことの申出の受理  3. 法定免除に関する事務 法定免除の該当、消滅届出の受理  4. 保険料免除・納付猶予の申請免除などに関する事務 国民年金保険料免除、納付猶予、学生納付特例の申請の受理	事後	国民年金法改正に伴う変更であり、重要な変更にあたらない
令和7年3月24日	前記継続	5. 各種基礎年金及び死亡一時金などに関する事務 第1号被保険者のみの期間を有する者の各種基礎年金の裁定請求書、寡婦年金、死亡一時金に関する届出の受理  6. 日本年金機構への報告事務 受理した各種届などを日本年金機構へ送付する  7. 被保険者及び受給者情報に関する事務 日本年金機構から送付される情報に基づき、被保険者及び受給者情報を確認・処理する  8. 年金生活者支援給付金に関する事務 年金生活者支援給付金に関する届出の受理  9. 特別障害給付金に関する事務 特別障害給付金に関する届出の受理	5. 各種基礎年金及び死亡一時金などに関する事務 第1号被保険者のみの期間を有する者の各種基礎年金の裁定請求書、寡婦年金、死亡一時金に関する届出の受理  6. 日本年金機構への報告事務 受理した各種届などを日本年金機構へ送付する  7. 被保険者及び受給者情報に関する事務 日本年金機構から送付される情報に基づき、被保険者及び受給者情報を確認・処理する  8. 年金生活者支援給付金に関する事務 年金生活者支援給付金に関する届出の受理  9. 特別障害給付金に関する事務 特別障害給付金に関する届出の受理		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一31項、83項、95項	番号法第9条第1項 別表46項、116項、128項	事後	法改正に伴う変更であり、重要な変更にあたらない
令和7年3月24日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一31項、83項、95項	(記載なし)	事後	法改正に伴う変更であり、重要な変更にあたらない
令和7年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 どの時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和7年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 どの時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	重要な変更該当しないため、事後に提出
令和7年3月24日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和7年3月24日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(記載なし)	国民年金事務では人為的なミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・窓口において届出内容や個人番号カード、通知カードと運転免許証・旅券などの身分証明書により、本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。 ・特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和7年3月24日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更に伴う記載の変更であり、重要な変更にあたらない